## 北九州市立消費生活センター

## ヤング消費者トラブル情報 25号



# ネット通販の定期購入トラブルにご注意を

#### 【相談事例】

SNSの広告画面でシャンプーとリンスのセットが500円だったので申込んだ。お試し価格で1回限りだと思っていると再度シャンプーとリンスが届き、2回目は3,00円を請求する書面が入っており、定期購入とわかった。販売サイトへ何度か電話をしたが繋がらなかった。さらに3回目が届いたが放置していると法律事務所から代金を請求する書面が届いた。どうしたらよいか。(20歳 女性 大学生)

- ●「お得にお試しのつもりが購入回数を決められている定期購入だった」「販売サイトと連絡が取れない」とのネット通販のトラブルが増えています。
- ●通販(ネット、テレビ、カタログなどを見て申込んだ場合)はクーリング オフ(無条件で一方的に解約)できません。
- ●申込画面をクリックする前に最終確認画面をチェックしましょう。
  - ・定期購入になっていませんか。
  - ・(定期購入が条件になっている場合)継続期間や購入回数が決められていませんか。
  - 支払うことになる総額はいくらですか。
  - ・解約の際の**連絡手段**を確認しましたか。
  - 返品できる場合の条件、解約の条件を確認しましたか。
  - ・利用規約の内容を確認しましたか。
  - 最終確認画面をスクリーンショットで保存しましたか。

#### 未成年者の場合は、

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄が あれば、同意を得てチェックを入れていますか。
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか。

### ●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】

**2**861-0999

**小倉北相談窓口**【小倉北区役所西棟1F】

**☎**582−4500

**小倉南相談窓口**【小倉南区役所3F】

**5**951-3610

**八幡西相談窓口**【八幡西区役所コムシティ4F】

**5**641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、

戸畑相談窓□☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン電188(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん